

令和元年10月9日

## 意見陳述要旨 その1

あいちトリエンナーレのあり方検討委員会 様

あいちトリエンナーレ実行委員会会長代行  
名古屋市長 河村 たかし

本日は、公開の場で、ヒアリングの機会を設けさせていただき、誠にありがとうございます。ヒアリングに先立ち、愛知県と名古屋市が主催したあいちトリエンナーレ実行委員会（以下「**実行委員会**」といいます。）会長代行としての意見を述べます。

まずは、大村知事が、実行委員会規約に反して、実行委員会に諮ることなく、独断で「表現の不自由展・その後」（以下「**不自由展**」と申します。）を再開させたことにつき、断固抗議します。ご承知のとおり、天皇陛下の肖像写真をバーナーで焼損したうえに、その灰を靴で踏みつけるなどといった映像作品等を含む**不自由展**は、日本国民に対する「**ハラズメント**」そのものです。

この意見陳述につきましては、時間の関係もございますので、検証（検討）委員会やその「中間報告」の内容も踏まえて、名古屋市としての概括的な見解を述べた上で、若干の問題点を指摘させていただくにとどまります。

### 1 緒論

#### （1）あいちトリエンナーレのあり方検証（検討）委員会について

まず、大村知事・愛知県の主導のもとに構成・組織されました、あいちトリエンナーレのあり方検証（検討）委員会（以下「**検証委員会**」と

申します。)は、単なる大村知事の私的諮問機関にすぎず、率直に申しあげて、**第三者委員会としては、手続的な正当性に問題がある**（一部委員については、第三者性にも問題がある）と理解しております。

もちろん、本検証委員会の各委員の方々が、高名な先生方で、それぞれの分野で専門的な学識・経験を持ってみえることは重々承知しておりますが、「あいちトリエンナーレ2019」という国際芸術祭で**開催後に、その開催中に発生した様々な問題を回顧的（レトロスペクティブ）に検討するのではなく、今まさに実施されている期間中に、本国際芸術祭を主催する実行委員会が全く関知していないところで、一方的に組織されたのが検証委員会です。検証委員会会議録を拝見する限り、愛知県政策顧問の上山信一氏を副座長に据えて、検証会議の「進行方法」「検証事項」等の検証会議の中核的部分をもっぱら同氏に仕切らせ、「中間報告」においては、噴出した不自由展の諸問題について、津田大介監督にその責任の全てを押し付ける一方で、大村知事の責任を回避させる方向に議事全体を誘導する傾向が顕著に見受けられます。したがって、私としては、大村知事が、山梨俊夫先生（座長）や、岩渕潤子先生の学識・権威を笠に着て、先生方の学識・権威が「大村知事の責任回避」を目的・手段としたある種の「隠れ蓑（シェルター）」として利用されてしまうのではないかと強く憂慮しております。**

## **（2）本件企画展の中止・再開をめぐる名古屋市の見解について**

次に、不自由展につきましては、冒頭でも述べましたとおり、不自由展の展示作品の中には、公共事業として相応しくない「ハラスメント」を含む作品が少なからず認められました。たとえ不自由展を実施するにしても、作品選考に当たっては、しかるべき芸術監督のもと、芸術の専門家による慎重なキュレーションが必要不可欠であったはずで

ところが、不自由展につきましては、「中間報告」によりますと、遺憾ながら、津田監督は、「ジャーナリストであり、アートの専門家ではなかった」とのことですし、慎重なキュレーションに欠けるものがあったことは明らかです。したがって、名古屋市としては、大村知事に対し、「即時、天皇陛下や慰安婦問題などに関する展示の中止を含めた適切な対応」を求める内容の抗議文書を送ったのは当然のことですし、再開にあたっては、その再開の当否を含め、実行委員会において、慎重な審議がなされるべきであった、と考えております。

ちなみに、私が大村知事（実行委員会会長）に対し前記抗議を行った具体的理由・趣旨等につきましては、「名古屋市民の皆様へ」と題する説明資料（本ヒアリング資料①）、及び大村知事からの反論（同資料②）を踏まえた、令和元年9月20日付けの「公開質問状」（同資料③）に記載された各質問の趣旨をお読みいただければご理解いただけるかと思っております。その詳細につきましては、名古屋市のホームページで公表し、検証委員会の委員の先生方にも配布されていると報告を受けておりますので、本席上では省略いたします。ただし、私から大村知事に向けられた「公開質問状」につきましては、大村知事は、その直後に記者会見を開き、「論破する」など語気鋭く対決姿勢を示されながら、それ以後、何の音沙汰もなく、本市からの督促状をもって、質問日から14日後に回答期限を設けましたが、その期限内にも何ら具体的な回答がいただけませんでした。私としては、大村知事に対する「公開質問状」に対する具体的な回答が得られない状態で、本ヒアリングに臨まざるをえないことについては、誠に遺憾に思っております。

次に、以下で、本検証委員会の「中間報告」で示されている事実をも踏まえて、本件で重要と思われる問題点を、若干指摘させていただきます。

## 2 問題提起

(1) 第1に、昭和天皇の肖像写真をバーナーで燃やし、靴で踏みつける内容の映像作品は、公共事業として相応しくなく、日本国民に対する「ハラスメント」ではないか。

本件企画展に関する中止の当否は、出品作品の具体的な内容と無関係ではありえませんが、代表的な問題作品をもとに具体的に申し上げます。

すなわち、大浦信行氏の「遠近を抱えてPart II」と題する作品（以下「大浦作品」と申します。）が代表格ですが、不自由展では、昭和天皇の肖像写真をバーナーで燃やし、その灰を靴で踏みつけるといった内容のこの大浦作品が展示されております。「日本の象徴」であり、「日本国民統合の象徴」（日本国憲法1条）の写真を「暴力」をもって破壊する内容ですが、遺憾ながら一部マスコミ等では、これまで、このような日本国民にとって、明確な「ハラスメント」にあたる作品の実情が報道されず、不自由展での出品作品の典型例としては、もっぱらキム・ソギョンさんご夫妻の従軍慰安婦像を模した作品「平和の少女像」のみを報道することで、議論の本質をすりかえ、本件展示会の問題が矮小化されてしまっていました。

しかしながら、一般的な国民の理解として、「日本の象徴」に対する激しい憎念に満ちた攻撃・暴力・破壊をモチーフとし、人間の尊厳をも冒（おか）す内容の作品については、たとえその芸術性について、作者がいかなる弁明をしようが、公共事業として相応しいものではありません。私自身も激しく心が痛みましたし、この作品を見た圧倒的多数の国民の皆様も、その忌まわしさに激しい嫌悪感・陰悪感を覚えるとともに心理的に深く傷つけられたものと思われまます。したがって、この意味で大浦作品は、「公共空間」（県立美術館）を使った、日本国民全体へ

の「ハラスメント（嫌がらせ）」に他ならないと考えられます。しかも、愛知県民・名古屋市民の多くは、このような「公共空間」（県立美術館）を使った「ハラスメント」（作品展示）について、自らの税金（公金）が使われたことに、激しい怒りを覚えたものと理解されます。

したがって、私が、実行委員会会長代行として、また、名古屋市長として、実行委員会会長である大村知事に対し、「即時、天皇陛下や慰安婦問題などに関する展示の中止を含めた適切な対応」を求める内容の抗議文書（ヒアリング資料④）を出すとともに、中止後の再開に際しても、強く抗議することは、本国際芸術祭のために支出される公金（負担金）を管理する者として、また、日本国民として、当然のことであると理解しております。

このような不自由展の各展示作品のなかに少なからず認められる「ハラスメント」の有無・程度については、その「芸術的価値」（「表現の自由」）をうんぬんする以前の問題として、「公共空間と公金を使ったハラスメント」ではないかという観点から、厳正に検証していただきたいと思います。言い換えますと、これまでの検証委員会の議事録等を拝見したところでは、不自由展の各作品について「公共空間と公金を使ったハラスメント」ではないかという観点からの検証が全く行われておらず、誠に遺憾です。

ちなみに、当然のことですが、もし大浦作品のような公共事業に相応しくない「ハラスメント」作品の展示が事前に知らされていたら、私は、実行委員会会長代行として、実行委員会を緊急で召集するようにと大村知事に強く要請し、実行委員会の各委員一人一人に本件企画展の再考を促し、一部作品の展示撤回を説得し、それでもなおも、本件企画展が強行されるようであれば、名古屋市自体として、本件企画展からの撤退、あるいは、本件国際芸術祭全体からの撤退を真剣に検討したもの

と思います。

(2) 第2に、不自由展の各展示作品について、「金は出すが口は出すべきではない」との見解は妥当するか。

前述の経緯から、不自由展について、私が大村知事に対し厳重に抗議した際、文書で「即時、天皇陛下や慰安婦問題などに関する展示の中止を含めた適切な対応」と求めたことは前述のとおりですが、この際、大村知事は、私の行為を「検閲」に当たると批判し（8月6日・朝日新聞）、  
「ナチスそのもの」とまで批判した記事もありました（9月18日・中日新聞）。また、検証委員会でも、大村知事は、「知事としても、金は出すが口は出すべきでないと考え、また、憲法上の『検閲』にあたるような行為はよくないと考えていた。」と述べております（中間報告「主な検証ポイント33」）。

しかしながら、作品が「ハラスメント」としての性格を有するか否かの問題は、「芸術以前」の問題、あるいは、「芸術とは全く無関係の観点」から評価できる問題であり（憲法学者である曾我部委員の論には、この視点が欠けているように見受けられます。）、  
「ハラスメント」に当たるといふ理由から、不自由展を中止したり、そのような作品を展示物から除外したからといって憲法上の『検閲』にあたらないことは、最高裁大法院判決の定義より明らかです。大村知事が、「検閲」に当たるとか、「ナチスそのもの」などという不穏当な概念を使用して、実行委員会会長代行をイデオロギー的に批判することは、公人として著しく不適切です。このような大村知事の発言の適否も検証事項としていただきたい、と思いますし、検証委員会の議論では、不自由展の問題の本質が、その「ハラスメント」性にあるという問題意識・視点が欠けているか、不十分であるように思いますので、是非、この点についても、議論を深めていた

だきたいと思います。

また、「**金は出すが口は出すべきでない**」との見解につきましても、各作品について、もっぱら「**芸術的な観点から**」のみ評価されるという前提があれば妥当しますが、大浦作品の如き「**ハラスメント**」に当たる作品を「**公金**」を使って展示することについては、良識ある愛知県民・名古屋市民の理解を得られないことが明らかですから（この点、大村知事も「中間報告」でも、「沈黙」したままの状態が続いております。）、**財政民主主義の見地から、「口は出す」のは当然のことだと考えられます。**

そもそも、不自由展の場合、津田監督は、中間報告でも厳しく指摘されておりますとおり、「**ジャーナリストであり、アートの専門家ではなかった**」、「**キュレーション経験のない芸術監督**」とされており、彼が国際芸術祭の芸術監督に起用されたこと自体が重大な問題です。したがって、芸術の専門家による「**キュレーション**」が行われていないことからすれば、「**金は出すが口は出すべきでない**」という前提自体が、**そもそも欠けていた企画ではなかった**でしょうか。

また、大村知事は、「中間報告」によりますと、一方で、「企画展示の内容については極力専門家である芸術監督に委ねるべきと考えていた。」、「**金は出すが口は出すべきでないと考え**」たという趣旨の発言をされていたようですが、他方で、津田芸術監督に対し、「**少女像は何とかならないか、やめてくれないか**」、「**写真撮影は禁止にできないか**」などと発言されていたとのことです。後者の発言は、**大村知事がいうところの「憲法上の『検閲』にあたるような行為」というべきであり、大村知事の言動には、矛盾があるのではない**でしょうか。

なお、「中間報告」では、「**芸術監督の仕事の進め方について疑義や難題が生じた場合、あいちトリエンナーレ実行委員会の顧問や参与（美**

術館長等)、資金を提供する県庁が助言あるいは牽制すべきだが介入する根拠規定がなかった。」などと記載されていますが(「(3)まとめ」第12項)、全く理解に苦しみます。第1に、津田監督が「ジャーナリストであり、アートの専門家ではない」ことは周知の事実であって、津田監督を解任することは、いつでもできたはずですし(民法651条)、第2に、不自由展実行委員会との関係でも、実行委員会は、**契約書第1条第7項に、「災害が発生した場合」、「出品作品の展示を中止」**できるものと規定されておりますので、脅迫文書が届くなどした時点で、一人災ではりませんが、「災害が発生」したという柔軟な契約解釈のもと、あるいは、民法の一般原則に基づく契約解除(民法656条、同651条参照)に基づいて、「出品作品の展示を中止」できたはずです。

(3) 第3に、不自由展の中止は、そもそも憲法の「表現の自由」の問題か。

私が、前述の経緯から不自由展について、「即時、天皇陛下や慰安婦問題などに関する**中止を含めた適切な対応**」を文書で求めたことについて、大村知事は、「**憲法違反の疑い濃厚と思う**」(8月5日・朝日新聞)などと激しく批判しました(同旨8月6日・中日新聞「市長発言は違憲疑い」)。

しかしながら、不自由展に出品された各作品の作者は、もちろん、自費ないし私的な資金を使って、プライベートな空間(例えば、**中日新聞社のエントランス**)で公表することは全く規制されておられません。もし仮に「私的空間での表現」に対し公権力が規制を加えれば、明らかに憲法21条の「表現の自由」に違反する可能性があります。これに対し、不自由展は、「**公共空間**」(県立美術館)にて「**公金**」を使って**展示するもの**ですから、**財政民主主義の見地から**、展示作品の内容が不快だ(「**ハラメントだ**」)と思う県民が多いと判断されることを理由に展示を認めないこと(公金を使って「**援助**」しないこと)は、憲法の「表



現の自由」の侵害には当たりません（同旨のことは、検証委員会第2回会議録25頁で、曾我部教授も認めておられます。）。

もつとも、不自由展のように、大村知事が、一旦認めてしまった作品等の展示を途中で中止することは、憲法21条の「表現の自由」の趣旨に抵触するのではないか、という議論があります。

しかしながら、実行委員会と不自由展実行委員会との契約の趣旨に反し、不自由展実行委員会が、その契約目的ないし国際芸術祭の趣旨に反する作品を提供していると判断される場合は、債務不履行を理由に不自由展実行委員会との契約解除は可能であると考えられます。少なくとも、名古屋市（会長代行）としては、本国際芸術祭の負担金（公金）の交付申請において、展示予定作品の中に「ハラスメント（嫌がらせ）」に当たる作品が少なからず含まれていることなど全く知らされていませんでした。この場合、名古屋市（会長代行）としては、公金支出に名古屋市民の納得が得られない可能性が高い作品が少なからず含まれていることを予め知らされなかったという意味で、「瑕疵ある行政行為」を理由として、負担金支出を取り消すことは可能であると考えております。

**（４）第４に、当初写真撮影を禁止していなかった作品について、再開に際して、写真撮影を禁止したい、SNSによる拡散を禁止することこそが憲法違反ではないか。**

第４に、大村知事は、実行委員会会長として、実行委員会に諮ることなく、このほど、名古屋地方裁判所の審尋期日に、不自由展実行委員会との間で、不自由展を再開させる旨の和解をし、昨日、その再開に踏みきました。

しかしながら、この間に、実行委員会・運営会議は、一度も開催されず、不自由展の中止・再開をめぐる一連の大村知事の行動は、独裁主義

者による専断・専行と何ら異なるものではなく、明らかに実行委員会規約違反の誹りを免れないと思われます。

また、大村知事は、今般、不自由展の再開にあたって、入場者を極端にしぼった上、「動画撮影の禁止」や、各入場者に「SNS拡散をしない旨の同意書」を徴求しているようですが、不自由展の各展示作品を「ハラスメント」として認めず、「芸術的価値」のある「表現」として扱うのであれば、このような情報流通の制限は、まさに憲法が保障する「表現の自由」に反する規制であるとともに、大村知事が理解されるところの「検閲」にも類する行為ではないでしょうか。

ところが、検証委員会では、これら問題についての、問題意識が欠けているように思われますので、県民の税金を使って検証する以上は、これらの点についても、きちんと検証していただきたいと思ひます。

他にも、いろいろ実行委員会会長代行として、また、名古屋市長として申しあげたいこともございますが、時間の制約もござひますので、とりあえず、私からの意見陳述ないし疑問提起は、これで終わります。

以 上